

## 受注者の皆様へ

### 「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1における「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」等に対する指名停止措置について

平成28年6月1日以降に行う「安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故」及び「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故」に対する指名停止措置については、原則として下記のとおり取扱うこととしましたのでご留意下さい。

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

- 5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

区分	当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は公訴提起が行われた場合	労働安全衛生法、道路交通法、河川法、道路法等の関係法令違反する事実があった場合	関係法令違反の事実がない場合（注1）
死亡（複数）	6か月	5か月	4か月
死亡（1人）	5か月	4か月	3か月
負傷（重傷）	4か月	3か月	2か月
負傷（軽傷）	3か月	2か月	1か月
損害	2か月	1か月	文書警告等

※重傷とは、全治1か月（30日）以上の加療を要する場合とする。（以下同じ。）

※軽傷とは、休業4日以上（もしくはそれに相当する負傷）全治1か月（30日）未満の加療を要する場合とする。（以下同じ。）

※現場代理人等には、以下に掲げる者を含む。（以下同じ。）

- ・統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者（下請人が置いた者を含む。施工体系図により確認。）

※「施工に当たり」とは、単に工事の現場における事故のみに時間と場所を限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含めたものとする。（以下同じ。）

（注1）原則として指導票等が出された場合とするが、指導票等が出されない場合でも文書警告等を行う必要があると認めるときは、要領第14条によるものとする。（以下同じ。）

- 6 上記5以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

区 分	原則として当該工事の現場代理人等が逮捕又は公訴提起が行われた場合
死亡(複数)	3か月
死亡(1人)	2か月
負傷(重傷)	2か月
負傷(軽傷)	1か月
損 害	1か月

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

- 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

区 分	当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は公訴提起が行われた場合	労働安全衛生法、道路交通法、河川法、道路法等の関係法令違反する事実があった場合	関係法令違反の事実がない場合(注1)
死亡(複数)	4か月	3か月	2か月
死亡(1人)	3か月	2か月	1か月
負傷(重傷)	2か月	1か月	2週間
負傷(軽傷)	1か月	2週間	文書警告等

※重傷、軽傷等については「5(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)」のとおり。

- 8 上記7以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

区 分	原則として当該工事の現場代理人等が逮捕又は公訴提起が行われた場合
死亡(複数)	2か月
死亡(1人)	1か月
負 傷	2週間